

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項				措置の内容								
富田林土木事務所	<p>55セルフドック（二次検診）に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。</p>					<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>				<p>誤って承認した職務専念義務の免除については取り消し、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休取得の手続を行った。</p>								
	職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	<p><b>【地方公務員法】</b>                      (職務に専念する義務)                      第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p><b>【職務に専念する義務の特例に関する条例】</b>                      (職務に専念する義務の免除)                      第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。                      二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p><b>【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、サービス】</b>(総務事務システム「マニュアル・規程集・データ集」)                      ○条例に基づく職務専念義務の免除                      本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1546 1465 2410 1747"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科 検診、大腸検診 (以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				根拠	条文	具体例	備考	条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科 検診、大腸検診 (以下略)	(略)	<p>今回の指摘事項の原因としては、申請者が職員健康管理事業におけるサービスの取扱いについて認識していたにも関わらず、申請時に誤って入力したこと、及び直接監督責任者の確認不足であった。                      所内グループ長会議において監査結果の報告を行い、所属職員に対し特別休暇（服喪休暇）、職務専念義務の免除等のサービスに関する申請や承認を行う際には、関係規則等を確認し適正な処理を行うよう周知徹底した。</p>
根拠	条文	具体例	備考															
条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科 検診、大腸検診 (以下略)	(略)															
	A	55セルフドック（二次検診）	令和4年3月25日	午前9時00分から午後1時00分まで	午前9時00分から午後5時30分まで(全日)													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年11月16日）